

前回会議における資料との主な変更点

1 第1条（目的）の内容を変更

前回までの記載内容は、たたき台として示させていただいておりましたが、庁内検討委員会及び外部策定委員会の意見を参考とさせていただき変更しております。

【旧】

（目的）

第1条 この条例は、ふじみ野市がこどもにやさしいまちづくりを進める上で、その基本となる理念及び具体化の方向について定めることにより、ふじみ野市のこどもたちが、今を幸せに生きることができ、将来に夢と希望をもって成長していけるようにし、市民全体でまちづくりを進めることを目的とする。

【新】

（目的）

第1条 この条例は、未来を担うこどもたちの幸せを第一に考え、こどもにやさしいまちづくりの基本となる理念及びその具体化の方向性について定めることにより、子育てをする喜びやこども一人ひとりの健やかな育ちを市民全体で支援する体制を整え、もって、こどもにやさしいまちを実現することを目的とする。

2 第3章大人等の役割から市の役割を抜き出し、市の責務として章立てに変更

前回までの記載内容は、第3章の大人等の役割に市の役割を条立てしておりましたが、本条例を推進するのは、市であり、その重責は非常に大きいとの指摘等を受けたことから、市の役割から市の責務と変更し、併せて条立てから章立てに変更し、第3章市の責務、第4章保護者及び市民の役割と変更しました。

【旧】

第3章 大人等の役割

（共通の役割）

第5条～第9条 略

（市の役割）

第10条 市は、こどもにやさしいまちづくりを進める上で、次の役割を担うものとする。

- (1) こどもを社会全体で健やかに育むため、国、他の地方公共団体及び関係機関と連携し、こどもに関する施策を行うこと。
- (2) こどもに関する施策を実施するため、必要な財政上の措置その他の措置

を講じること。

- (3) 保護者、地域住民、こどもが育ち、学ぶ施設の関係者及び事業者がそれぞれの役割を果たすことができるよう、必要な支援を行うこと。

【新】

第3章 市の責務

(市の責務)

第6条 市は、こどもにやさしいまちを実現するため、基本理念にのっとり、こどもの立場に配慮しながら、次に掲げる責務を果たさなければならない。

- (1) 国、他の地方公共団体及び関係機関等と連携協力して、こどもを社会全体で健やかに育むための施策を策定し、実施すること。
- (2) 保護者及び市民（地域住民、育ち学ぶ施設の関係者及び事業者をいう。以下同じ。）が次条から第11条までに規定する役割を果たすことができるよう、必要な支援を行うこと。
- (3) この条例の目的について、保護者及び市民の理解を深めるため、広報活動その他必要な措置を講じること。

第4章 保護者及び市民の役割

(保護者の役割)

第7条～第11条 略

※ 第7条から第11条までの順番も入れ替えております。

3 大人がこどもの手本を示す旨の規定を追加

こどもに実施したアンケート調査結果において、大人に手本を見せてほしいという回答が多く、大人が手本を示す旨の規定があった方がよいという指摘等があったため、保護者の役割及び地域住民の役割の規定の中に次のとおり追加しました。

【新】

(保護者の役割)

第7条

保護者は、基本理念にのっとり、子育てについて第一義的な責任を有すること及び困ったときは一人で不安等を抱え込まず、周囲に必要な協力を求めることが大切であることを認識し、こどもとの対話を大切にしながら、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。

- (1) 略
- (2) こどもが命の大切さを学ぶとともに、基本的な生活習慣及び規範意識を身に付けることができるよう、自らが模範を示しながらこどもの成長を支えること。

- (3) 略
(地域住民の役割)

第8条

地域住民は、基本理念にのっとり、地域がこどもの社会性及び豊かな人間性を育む場であること、並びに家庭における子育てを補完する機能があることを自覚し、こどもとの対話を大切にしながら、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。

- (1) 略
(2) こどもの考え及び行動に関心と理解を持つとともに、自らが模範を示しながら、こどもが地域社会の一員としての役割を自覚することができるよう支援すること。
(3) 略
(4) 略

4 第5章の名称及び第5章以下（具体的な施策が示されている条）の内容を変更

第3章市の責務及び第4章保護者及び市民の役割が一般的な内容であるのに対し、第5章がより具体的な支援として重要なものを挙げた規定であることを明確にするために、第5章の名称を変更しました。また、第5章以下各条（前回までは第4章以下各条）の条文について、書き出しの主語の記載内容を次のとおり変更しました。

(例)

【旧】

第5章 こどもと子育て家庭への支援

第11条 略

(子育て家庭への支援)

第12条 市は、保護者が安心して子育てをすることができるよう、子育て家庭に対し必要な支援を行うよう努めるものとする。

2 地域住民及びこどもが育ち、学ぶ施設の関係者は、保護者が子育てをしやすい環境づくりに努めるものとする。

【新】

第5章 重要かつ具体的な支援

第12条 略

(子育て家庭への支援)

第13条 市及び市民は、保護者が安心して子育てをすることができるよう、子育て家庭に対し必要な支援を行うよう努めるものとする。